

平成23年6月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成23年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1号	平成23年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 水・大気環境課 循環型社会推進課 公園自然課 くらしの安心推進課 住宅政策課 西部総合事務所県民局	1 2 8 9 10 14 15 16
	2 歳入歳出事項別明細書	/	18
	3 節の明細	/	25
	4 債務負担行為に関する調書	/	26

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 9号	鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について	住宅政策課	27
議案第10号	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について	住宅政策課	30
議案第11号	鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	西部総合事務所県民局	39

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 2号	平成22年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	環境立県推進課 水・大気環境課 衛生環境研究所 循環型社会推進課 景観まちづくり課 公園自然課 砂丘事務所 住宅政策課	42
報告第 3号	平成22年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	環境立県推進課 公園自然課	44
報告第 4号	平成22年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水・大気環境課	45
報告第10号	議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解の申立てについて (平成23年5月13日専決)	住宅政策課	46
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成23年5月13日専決)	住宅政策課	48

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
環境立県推進課	2,291,720	33,341	2,325,061			900	32,441	
水・大気環境課	609,543	2,326	611,869				2,326	
循環型社会推進課	123,623	3,285	126,908				3,285	
公園自然課	688,299	103,537	791,836	46,596		5,950	50,991	
くらしの安心推進課	122,743	1,020	123,763				1,020	
住宅政策課	2,337,689	4,482	2,342,171	365			4,117	
西部総合事務所 県民局	22,098	104	22,202				104	
合計	6,551,606	148,095	6,699,701	46,961	0	6,850	94,284	
(一般会計)								
環境立県推進課	とっとり環境イニシアティブ推進事業に係る補正 再生可能エネルギー導入モデル事業に係る補正 EV安心タウン推進事業に係る補正 バイシクルタウン推進事業に係る補正 とっとり自然学校(仮称)推進事業に係る補正 環境にやさしいLED照明導入促進事業に係る補正							
水・大気環境課	合併処理浄化槽設置費補助事業に係る補正							
循環型社会推進課	環境管理事業センター支援事業に係る補正							
公園自然課	里地里山環境再生総合対策事業に係る補正 氷ノ山国定公園シカ食害防止対策事業に係る補正 都市公園安全安心事業に係る補正 都市公園管理費に係る補正 県立布勢総合運動公園基金造成補助事業に係る補正							
くらしの安心推進課	わが子の指定席チャイルドシート使用促進事業に係る補正							
住宅政策課	住宅・建築物耐震化総合支援事業に係る補正							
西部県民局	[債務負担行為] 大山自然歴史館管理運営事業に係る補正 大山自然歴史館事業に係る補正							

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線: 7879)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり環境イニシアティブ推進事業	0	2,117	2,117				2,117	
トータルコスト	0	4,513	4,513	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	計画策定、会議の運営				
工程表の政策目標(指標)	NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「とっとり環境イニシアティブプラン」を策定し、NPOや地域、企業などと連携・協働して全国をリードする環境実践に取り組む。

2 事業内容

(1) とっとり環境イニシアティブプランの策定

【重点施策】

- エネルギーシフト
- リサイクル
- 環境実践の展開 など

〈策定スケジュール〉

6月	推進会議・部会設置(補正予算成立後)
10月	概要版公表(パブリックコメント)
12月	プラン策定

※プラン策定と併行して庁内横断的組織(環境イニシアティブ推進PT)により可能なものを事業化していく。

(2) とっとり環境イニシアティブ推進会議の設置(2,117千円)

- とっとり環境イニシアティブを推進するために、推進母体としてNPOや地域、企業、関係行政機関等からなる「とっとり環境イニシアティブ推進会議」を設立。
- 推進会議に関係部会を設置し、とっとり環境イニシアティブプランの中の重点施策「エネルギーシフト」「リサイクル」「環境実践の展開」などを議論。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・環境配慮優先社会の形成(とっとり発グリーンニューディールの推進)
- ・こどもエコクラブの推進など環境教育・学習の推進
- ・TEAS(鳥取県版環境管理システム)の推進など環境配慮活動の推進
- ・県内三大湖沼(中海・湖山池・東郷池)の浄化対策の推進
- ・ごみの減量・リサイクルの推進

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7879)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 再生可能エネルギー 導入モデル事業	0	14,165	14,165				14,165	
トータルコスト	0	18,159	18,159	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	事業化調査、基本設計等				
I 程表の政策目標 (指標)	豊かな自然を活かしてエネルギー自給率のアップを図る。 (自然エネルギー発電量：10万kW台)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 再生可能エネルギーを利用した自立型のエネルギー供給システムを備えた住宅や施設を普及させるため、モデル施設・システムの整備に必要な基本計画等を策定し、県内の再生可能エネルギー導入の促進を図る。								
2 事業内容 (1) 事業内容 ○県有施設等を対象に、再生可能エネルギーを利用した自立型のエネルギー供給システムを備えたモデル施設・システムの基本計画策定、概算事業費算出を行う。 ○委託料 14,165千円								
(2) 各導入モデルの概要 A 市街地モデル ・太陽光発電、家庭用燃料電池、蓄電池等による発電・熱供給システム (住宅地域を対象) B 中山間地モデル ・バイオマス (木質、畜産)、小型風力、太陽光等を活用した電気、熱の供給と蓄電池を組み合わせた、地域の再生可能エネルギー活用型システム (県有施設を対象) C 温泉地モデル ・温泉熱とヒートポンプを利用した地域熱供給・空調システム等 (市町村を対象)								
(3) 今後の計画 (平成24年度以降) A 市街地モデル ・実証事業 (補助) の実施 (住宅等) B 中山間地モデル ・県有施設での導入 C 温泉地モデル ・補助事業等の取り組み支援 (県高上) 等								
3 これまでの取組状況、改善点 ○平成22年度に実施した「スマートタウン推進可能性調査事業」(総務省補助、県実施)により、再生可能エネルギーの賦存量、利用可能量を把握したところ。								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7879)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
EV安心タウン推進事業	32,100	4,794	36,894				4,794	
トータルコスト	36,094	5,593	41,687	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.1人	0.6人	委託業務、イベント参加の調整業務				
工程表の政策目標(指標)	NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」に取り組む。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>CO2削減のための有効な手段の一つである電気自動車(EV)の普及を推進するため、県有施設の公用車(軽トラック)の一部をEVに改造するとともに、展示・試乗する機会を設けて軽トラックユーザーにPRする。さらにEVに関する人材育成の一環及び実践的な環境教育の推進を図るため、機械科を有する境港総合技術高校の軽トラックをEVに改造する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 公用車(軽トラック3台)をEVに改造(4,794千円)</p> <p>○県の主要産業である農業において使用される機会が多く、県内の軽貨物自動車販売台数のうち約57%と半数以上を占める軽トラックのEV化を推進するため、県有施設の一部の公用軽トラックをモデル的にEVに改造</p> <p>【改造予定の軽トラック配置箇所】</p> <p>コカ・コーラウエストスポーツパーク(布勢総合運動公園)、とっとり花回廊、境港総合技術高校</p> <p>(2) 展示・試乗会を活用したEV軽トラックの普及</p> <p>○EV軽トラックの普及を図るために、展示・試乗を通じたPRを実施するほかユーザー・試乗者へのアンケート結果を関係事業者へフィードバックし、より普及しやすい改造EVの製造に活用。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○レンタカー事業者と連携したカーシェアリングによる公用車としてEVの率先利用を行うとともにインフラ整備のため充電設備に対する補助事業を実施中。</p> <p>[平成23年3月末時点の状況]</p> <p>県内EV台数：64台</p> <p>充電インフラ整備状況 急速充電器：9基 普通充電器：37基</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (7205)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
(新) バイシクルタウン 推進事業	0	2,567	2,567			900	1,667	
トータルコスト	0	4,165	4,165	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金事務、検討会の開催、シンポジウムの開催				
工程表の政策目標(指標)	すべての県民、企業、行政が自ら可能な環境配慮活動に取り組む							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

環境負荷の少ない交通手段である自転車の利用促進を県民運動として展開するため、サイクルトレインなどの実証実験、シンポジウム等を実施し、地球温暖化対策の一つであるモーダルシフト（移動交通手段の転換）の促進を図る。

2 事業内容

(1) 実証実験による利用促進 (1,077千円)

地域と連携した自転車の利用促進策を試行的に実施。

実証実験	概要	備考
サイクルトレイン	鉄道に直接自転車を搭載する事業者等を支援	事業費の1/2を補助 250千円×1件
バイクラックバス	路線バスに自転車を搭載する事業者を支援	事業費の1/2を補助 500千円×1件
まちなか快適走行マップ	自転車利用に適したルートマップを作成	庁内若手プロジェクトチームが中心となり企画・実施
エコ通勤チャレンジ	公募モニター（自動車から自転車へ乗り換える事業者等）からのヒアリング調査	

(2) シンポジウム開催による県民啓発 (900千円)

利用促進に関する先進地の紹介や自転車愛好家等によるシンポジウムを開催。

※当該事業の財源に(財)自治総合センターの環境保全促進助成金(通称：モーターボート助成金)を活用

(3) 自転車活用推進検討会 (590千円)

自転車の有効活用策、課題を整理し、県民運動として広げるための方策を検討。

(想定メンバー：利用者、有識者、事業者、観光関係、行政)

3 これまでの取組状況と改善点

○県の施策として取り組んでいる様々な環境対策・地球温暖化対策として、公共交通機関の利用促進、ノーマイカー運動の推進やアイドリングストップ運動などに取り組んでいるが、自転車の活用の視点が欠如。

○そのためにまずは、利用促進を進める糸口の一つとして自転車を電車で搭載し運行する「サイクルトレイン」や先進自治体・自転車愛好家等によるシンポジウム等を実施し環境・観光・健康の観点から県民の意識啓発を図る。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課（内線：7205）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) とっとり自然学校 (仮称) 推進事業	0	1,698	1,698				1,698	
トータルコスト	0	3,296	3,296	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	検討会の開催、ホームページの構築 など				
工程表の政策目標(指標)	すべての県民、企業、行政が自ら可能な環境配慮活動に取り組む。							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 豊かな自然を持つ鳥取県を一つの自然学校（自然体験活動のフィールド）として捉え、県内の自然体験活動プログラムが一目で把握できるように情報を一元管理し、情報提供を行うとともに、既に自然体験活動を実施している団体に対して魅力的なプログラムの企画・開発等の支援を行い、環境に配慮した実践行動の普及を図る。</p> <p>2 主な事業内容 (1) とっとり自然学校（仮称）検討会の開催（548千円） ○提供するプログラムの基準や魅力的な自然体験プログラムの企画・開発のための支援策等を検討 (想定メンバー) 県内自然体験活動実施団体、日本エコツーリズム協会、有識者、庁内関係課 (2) 県内の自然体験プログラムの情報提供（1,150千円） ○自然体験プログラム紹介ホームページを新たに作成（1,000千円） ○とっとり自然学校（仮称）紹介パンフレットの作成（150千円） ※非常勤職員1名雇用（緊急雇用基金活用）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点 ○豊かな自然に恵まれた鳥取県は楽しみながら環境に配慮した行動を実践するきっかけとなる環境学習のツールとして様々な自然体験活動が可能だが、県内の自然体験活動実施団体の多くは個別、単独に事業を実施しており、限られた人へのプログラムの提供しかできていない。 ○このため、県内の自然体験活動プログラムの情報を一元化し、参加者のニーズにマッチした情報提供等を行うとともに、プログラムのブラッシュアップを図る。</p>								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

環境立県推進課 (内線：7874)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境こやさしいLED照明導入促進事業	50,100	8,000	58,100				8,000	
トータルコスト	52,496	8,000	60,496	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	制度周知、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	環境をキーワードとして県内の産業の活性化と雇用創出を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内LED産業の活性化のため、市町村に対して行っているLED照明設置の補助金(地域連携型補助金)について、東日本大震災による省エネ機運の高まりに伴い、市町村におけるLED照明の導入が県の当初予算を上回る見込みであることから、増額補正を行う。

また、LED照明の導入を広く進めるため既に当補助金を活用した市町村については補助対象外としていたが、防犯強化の観点から、LED防犯灯を増設する場合に限っては補助対象とする制度改正を行う。

2 主な事業内容

【地域連携型補助金】

- ・補助対象市町村の要件を拡充
- ・補助金総額を増額

	当初予算	今回補正後
事業費	20,000千円	28,000千円
補助対象事業者	H21~22年度に補助金の交付を受けていない市町村	全ての市町村 (ただし、H21~22年度に補助金を受けた市町村については新規に設置する防犯灯に限る)
補助対象経費	市町村が地元企業や自治会と連携し、アーケード照明・防犯灯等を設置する経費 又は設置する自治会等に対して補助する経費	変更なし
補助率	市町村負担額の1/2 (1計画あたりの上限：10,000千円)	変更なし

(参考)

【企業連携型補助金】 今回補正なし

LED照明の県内製造事業者が住宅分野への普及を目指して計画を作成し、モデル的に導入する経費に対して助成

補助対象事業者：県内LED製造事業者

補助率：1/3 (1計画あたりの上限：5,000千円)

予算額：30,000千円

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線：7402)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
合併処理浄化槽設置費補助事業	30,487	2,326	32,813				2,326	
トータルコスト	32,085	2,326	34,411	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	制度設計、申請書の受付、審査、補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	生活排水処理人口普及率の向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

浄化槽の設置費用の一部を市町村に補助することにより、生活排水処理施設の整備を推進する。

(1) 個人設置型浄化槽への補助

浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助する市町村に対し、その費用の一部を補助する。

(2) 市町村設置型浄化槽への補助

市町村が自ら浄化槽を設置する場合に、その費用の一部を補助する。

2 補正理由・内容

(1) 補正理由

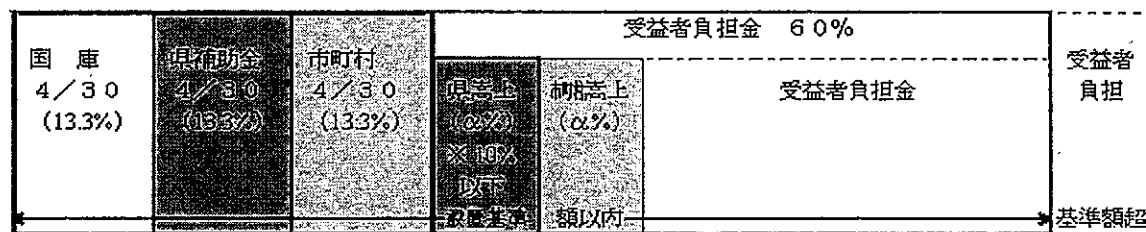
- 個人設置型浄化槽への補助については、以下図のとおり国・県・市町村がそれぞれ応分の負担をして実施しているところ。
- そのうち、国費負担分は「循環型社会形成推進交付金」等により措置されているが、平成23年度においては、予算額の縮減により、市町村の要望どおりの配分を受けることが困難な状況である。
- 当該交付金は、事業の計画期間(5年程度)内において年度間での交付金額の調整(単年度の国補助率の増減)が可能ことから、環境省より、平成22年度に国費の増額調整(国補助率の増)を行い、平成23年度の国費所要額を減ずるよう指示があった。
- それを踏まえ、一部の市町村においては平成22年度に国費の増額調整を行っており、その結果、当該年度の県費(・市町村費)負担が減額となるが、各々の公平な負担の観点から、国費の減額調整が行われる平成23年度において、前年度の県費減額分を交付するものである。

(2) 補正内容

ア 補正額 2,326千円

イ 制度改正 個人設置型浄化槽への補助について、前年度に国費の年度間調整(増額調整)を行い、その結果、県費負担が軽減された市町村に限り、本来前年度に県が負担すべき額を、平成23年度の県負担額に上乗せして交付。

◀図：個人設置型に係る負担割合▶



公益客と相当分 (=国庫補助基準額)

市町村が嵩上補助(α%：率は任意)を行う場合は、県も同率(10%を上限)を補助。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
環境管理事業センター支援事業	14,739	3,285	18,024				3,285	
トータルコスト	17,135	3,285	20,420	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	企画・連絡調整、補助金審査・支払い等				
I 程表の政策目標 (指標)	公共関与型産業廃棄物最終処分場の設置							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

環境管理事業センターの常勤役員の変更に伴い、同センターに対して行っている財政支援について所要の補正を行う。

2 補正内容

環境管理事業センターの常勤役員が、5月31日付けで任期満了により退任されたことに伴い、県職員を退職により派遣することに伴う補正である。

(単位: 千円)

区分	補正前	補正	計	備考
①支出 運営費	17,402	3,285	20,687	人件費の増 常勤役員1名: プロパー職員⇒県退職派遣職員
②収入 財産収入	2,663	0	2,663	基本財産(196百万円)運用利息
県補助金(①-②)	14,739	3,285	18,024	

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

公園自然課 (内線: 7872)

4 目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 里地里山環境再生総合対策事業 (里地里山再生地域モデル事業)	0	858	858				858	
トータルコスト	0	2,456	2,456	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	モデル集落、市町村、大学等との連絡調整				
工程表の政策目標 (指標)	里山再生事業の着実な実施と生物多様性地域戦略の検討							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域の人々の生活や生産活動によって維持されてきた里地里山の自然生態系が中山間地域の過疎化、高齢化などを起因とする耕作放棄地や手入れ不足の森林の増加により崩れつつある中で、集落周辺森林の継続的維持管理や里山林の再生などを促進し、地域特有の生物多様性の保全や人と自然が共生する地域づくりを進め、ブランド化をはじめとした活動を通して地域活性化に繋げる。

2 主な事業内容

(1) 里地里山再生地域モデル事業 (858千円)

モデル地域において里地里山再生の取組を進めるための計画を策定し、その計画を具現化するための活動を支援し、協働して実施する。

(単位: 千円)

区 分	予算額	内 容
里地里山再生計画の策定	858	市町村が指定する「里地里山再生モデル地域」において、地域の里地里山再生を行うための「里地里山再生計画」を策定する。
計	858	

① 事業主体 : 県

② 事業実施箇所 : 1 地区 (モデル地区)

③ 事業実施時期 : 平成23年度 地区指定1ヶ所

平成23~25年度: 里地里山再生計画に基づく取組を進めるため (2) の里山林再生等の補助事業を優先的に実施するほか新規補助事業を検討する。

(2) 集落型里山林整備モデル事業【森林・林業総室が事業実施】

集落等が主体となって里山林の環境整備を実施し、荒廃した里山の公益機能や景観の再生を図る。

事業区分	内 容
鎮守の森等整備事業	景観向上のための花木、果樹、紅葉する木の植栽、広葉樹林内の整備等
鳥獣防止緩衝帯整備事業	森林内における刈り払い、除伐等
集落周辺整備事業	簡易施設、作業道の整備等
里山復活対策事業	竹林整備、竹材等の利活用の取組、集落等参加のナラ枯れ防除活動

① 事業主体 : 集落、森林整備を実施する団体、NPO法人

② 事業実施箇所 : 5ヶ所

③ 事業期間 : 平成23年度から25年度まで

3 今後の取組

モデル地区での取組を他地域へ普及するとともに地域における生物多様性の保全を進めるための基礎資料とする。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

公園自然課 (内線: 7872)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
氷ノ山国定公園シカ食害防止対策事業	1,512	3,497	5,009				3,497	
トータルコスト	2,311	4,296	6,607	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人	受託者との連絡調整、関係法令手続き				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1. 事業の目的・概要								
<p>近年、県東部地域でシカの生息数が急増し、氷ノ山後山那岐山国定公園の氷ノ山においてサンカヨウその他の植物がシカの食害被害に遭うなど、生物多様性の観点からも問題となっている。これを放置すれば被害は加速度的に拡大し、氷ノ山の植生が一変する恐れもあるため、早急にシカの個体数調整を行い、食害被害を軽減し、生物多様性保全を図る。</p>								
2. 主な事業内容								
<p>自然公園法に基づく生態系維持回復事業による抜本対策に取り組むため、氷ノ山全体のシカ食害による植生被害状況等を把握するための調査を実施。</p>								
区分		当初予算			今回補正額			
事業費		1,512千円			3,497千円			
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> シカ捕獲に係るくくりわな設置経費 シカ食害対策用電気柵設置経費 			<ul style="list-style-type: none"> シカ食害による植生被害状況調査 シカの生息分布・密度調査 			
3. これまでの取組状況・改善点								
<p>平成22年度9月補正で氷ノ山国定公園の中でもシカ食害が顕著である自然探勝路周辺の被害軽減を図るため、くくりわな設置等のシカ対策を実施。</p>								
4. 今後の事業展開(予定)								
平成23年度		氷ノ山後山那岐山国定公園内の植生被害状況調査(今回補正)						
平成24年度～25年度		国定公園計画変更、生態系維持回復事業計画を策定						
平成26年度		生態系維持回復事業の実施						

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

公園自然課 (内線: 7369)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
都市公園安全安心事業	30,505	93,192	123,697	46,596			46,596	
トータルコスト	38,493	93,991	132,484	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.1人	1.1人	修繕計画の立案、工事の発注・入札、工事請負契約の締結・監督など				
工程表の政策目標 (指標)	県立都市公園の適正な魅力ある管理により、利用者数の増を図る。 (年間利用者: 200万人)							
事業内容の説明								【国庫支出金に地域自主戦略交付金を充当】
1 事業の目的・概要								
県立都市公園の各施設において、計画的な修繕等を行うことにより、施設修繕費の低減を図り、安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。								
2 主な事業内容								(単位: 千円)
区分	補正前	補正	計	内容				
布勢総合運動公園	8,104	9,104	17,208	県民体育館フロア塗裝修繕及びバスケットライン改修				
東郷湖羽合臨海公園	22,401	84,088	106,489	多目的広場等地盤沈下対策工事、あやめ池スポーツセンター床塗装全面改修				
計	30,505	93,192	123,697					
都市公園管理費	461,474	40	461,514				40	
トータルコスト	475,852	40	475,892	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.8人	0.0人	1.8人	会費・負担金の新規負担				
工程表の政策目標 (指標)	県立都市公園の適正で魅力ある管理により、利用者数の増を図る。 (年間利用者数: 200万人)							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
燕趙園の飲食・物販施設を新たに道の駅に登録したことに伴い、他の道の駅との連携や広域的な情報発信に資するため、中国「道の駅」連絡会に加盟する。								
2 事業内容								
中国「道の駅」連絡会の会費負担に要する経費								
(1) 名称 中国「道の駅」連絡会会費								
(2) 金額 40千円 (年額)								
(3) 負担者 道の駅設置者 (県)								
3 これまでの取組状況、改善点								
・平成21年12月に取得した飲食・物販施設を平成22年8月に再オープン。								
・平成22年12月に道の駅登録申請を行い、平成23年3月に登録認定、4月23日に供用を開始した。								

平成23年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

5項 都市計画費

3目 公園費

公園自然課 (内線: 7369)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
県立布勢総合運動公園基金造成補助事業	0	5,950	5,950			5,950		
トータルコスト	0	5,950	5,950	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設については、指定管理者の選定に際しての競争原理が公募による選定の場合のように働いていないと考えられることから、管理委託料に余剰額が生じた場合には、その全額を県に返納していただき、県はその返納額を上限として、指定管理者が公益事業への活用を目的として設ける基金の造成経費に対して補助金を交付することとしているところである。

平成22年度の管理委託料の余剰額については、県に返納された額のうち、指定管理者から外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額の控除を行った額の1/2を、指定管理者に基金造成補助金として交付するものである。

2 事業内容

区分	金額	主な内容
平成22年度管理委託料余剰額 (A)	22,594千円	・委託等の複数年契約による減 ・冷暖房時間短縮等による燃料費やボイラー電力量の減 等
複数年契約導入による請負差額 (B)	10,695千円	・清掃委託業務費の減 等
差 (C)=(A)-(B) 引	11,899千円	(参考) 平成22年度管理委託料契約額 278,000千円
上記の1/2 (D)=(C)×1/2	5,950千円	

交付先: 財団法人鳥取県体育協会 (コカ・コーラウエストスポーツパークの指名指定管理者)
基金を充当する事業:

(1) 指定管理者が寄付行為に定める公益事業

<想定されるもの>

- ・スポーツに関する宣伝、啓発、指導奨励
- ・体育大会、各種講習会の実施及びその援助
- ・スポーツ少年団の育成

(2) コカ・コーラウエストスポーツパークの管理運営

平成23年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

くらしの安心推進課 (内線: 7159)

3目 交通対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
わが子の指定席 チャイルドシート 使用促進事業	0	1,020	1,020				1,020	
トータルコスト	0	3,416	3,416	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.3人	0.3人	・普及啓発チラシ作成 ・チャイルドシート使用促進業務委託				

工程表の政策目標(指標) 交通事故の発生件数、交通事故による死亡者を減少させる

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

チャイルドシートは、交通事故発生時の子どもの車外放出事故等を防止するために大変有効であるが、県内のチャイルドシートの使用率は低い(※)。このため、普及啓発チラシを作成するとともに、子育て支援団体にチャイルドシート使用促進事業を委託し、チャイルドシートの使用率向上を図る。

※チャイルドシートの使用率

(単位: %)

	H20	H21	H22
全国平均	50.2	54.8	56.8
鳥取県	37.0 (ワースト4位)	32.0 (ワースト1位)	43.5 (ワースト8位)

2 事業内容

(1) 普及啓発 (120千円)

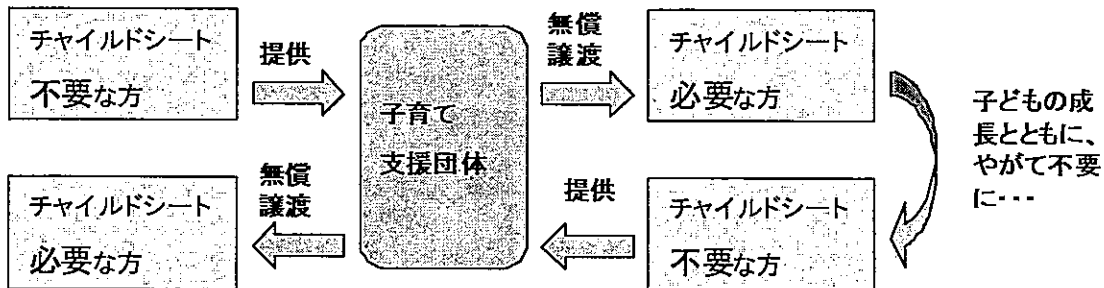
普及啓発チラシの作成や乳幼児健診を活用した普及啓発活動の実施など、福祉・医療機関や市町村と連携しながら、効果的な活動を進めていく。

(2) チャイルドシート使用促進事業 (900千円)

子育て支援団体にチャイルドシート取付指導講習会の開催や、チャイルドシートのリユースの仲介業務などを委託する。

東部・中部・西部で1団体ずつ、子育て支援団体に委託 (1団体あたり300千円)

<チャイルドシートのリユース仲介のイメージ>



平成23年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住宅政策課 (内線: 7697)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
住宅・建築物耐震化総合支援事業	39,754	4,482	44,236	365			4,117	
トータルコスト	46,943	5,281	52,224	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.1人	1.0人	周知説明、補助金事務、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	平成27年度における耐震化の目標 ・住宅の耐震化 目標: 86%、現状: 70%(平成20年度) ・特定建築物(県有施設)の耐震化 目標: 100%、現状: 84%(平成21年度)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

住宅の耐震化促進を加速させ地震時の減災を図るため、住宅の耐震改修に係る助成制度の拡充を行うと共に、効果的に広報を行うためのツール作成等を行う。

2 主な事業内容

(1) 住宅の耐震改修に関する助成制度の拡充 (3,750千円)

補助対象事業	昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者が行なう耐震改修工事
事業主体	市町村(間接補助)
補助率、上限額	(現行) 23%(国1/2、県1/4、市町村1/4) 上限1,500千円 ↓ (拡充) I_w 値>0.3の住宅は耐震改修工事費の33%、 I_w 値 \leq 0.3の住宅は耐震改修工事費の43%(国1/2、県1/4、市町村1/4) 上限1,000千円

『 I_w 値』

- ・耐震安全性能を示す値で、 $I_w=1.0$ 以上で安全とされている。
- ・ I_w 値と地震被害の関係性の研究結果によると、 $I_w \leq 0.3$ の場合、震度5弱の地震で少破し、震度6強の地震で倒壊の可能性が高いとされている。

(2) 住宅の耐震化に関する普及啓発等 (732千円)

ア 木造住宅耐震化技術講習会開催事業

県の木造住宅耐震化登録業者に対し技術講習会を開催することにより、登録業者の技術力向上を図り、県民が住宅耐震化に取り組む際の支援体制を充実させる。

イ 住宅の耐震化に関する広報物作成

耐震改修に関する制度拡充に合わせて、耐震化の必要性及び助成制度の内容をPRする広報物を作成する。

3 これまでの取組状況、改善点

- ・住宅の耐震改修に関しては、国・市町村と合計して、事業費の23%を補助。
- ・平成22年11月補正予算で国の緊急経済対策に併せ、年度内に限り住宅の耐震改修に対する助成制度の拡充を行い耐震改修件数が増加。
- ・平成22年度の実績は、耐震診断が53件、改修設計が32件、耐震改修が20件(H21は1件)。
- ・本補助金は、県が市町村に補助する間接補助制度であり、市町村が制度を創設しなければ、所有者が補助金を活用できないため、制度の創設及び拡充を市町村に働きかけているところ。
- ・平成23年度は、9つの市町村で制度の創設又は拡充が行われ、これにより18の市町村が何らかの補助制度を有することとなる予定。
- ・東日本大震災においては、地震と津波により4万6千戸以上の住宅が倒壊するなど甚大な被害。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局大山自然歴史館（電話：0859-52-2327）

4目 環境保全費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館管理運営事業	（債務負担行為） 0 0	（債務負担行為） 153,820 0	（債務負担行為） 153,820 0				（債務負担行為） 153,820 0	
トータルコスト	0	0	0	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	指定管理者への委託に要する経費				
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

大山自然歴史館の管理運営に当たり、民間活力の活用による多様なニーズに対応した事業実施と管理運営の効率化による経費の節減を図るため、平成24年4月から指定管理者制度を導入する。

2 主な事業内容

(1) 指定管理に当たっての基本方針

ア 大山地域の中心施設としての機能の充実

- ・大山の自然や歴史・文化を紹介する中心施設であること
- ・他の観光施設等と連携した機能の強化
- ・ビジターセンターとしての機能の充実

イ 利用者ニーズに対応したサービスの向上

- ・他の観光施設、旅行業者とのタイアップなどによる観光ルートへの組み込み
- ・大山古道や僧坊跡など豊富な歴史的資源を活用した新たな散策ルートの策定
- ・学芸解説員、自然観察会指導員、山岳情報スタッフなどの連携によるきめ細かな情報発信

ウ 施設管理などにおける効率的な運営

- ・民間能力の活用、コスト意識を持った経営管理による管理運営経費の削減

(2) 指定管理者の指定方法

一般公募による指定

(3) 指定期間

5年間（平成24年度～平成28年度）

(4) 限度額

153,820千円（30,764千円×5年）

3 これまでの取組状況、改善点

大山自然歴史館は、平成17年のリニューアルオープン以来、大山の自然や歴史・文化を広く紹介するとともに、自然観察会をはじめ、各種イベントを開催し、県内外に大山の魅力を発信してきた。

【入館者数の推移】

（単位：人）

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
58,995	71,734	71,058	71,112	72,496	71,029

【これまでに改善されてきた点】

- (1) 大山の山岳・植物情報収集の強化
- (2) 展示の解説（動植物・歴史文化）の充実
- (3) 地元の旅館等との連携強化

【課題・問題点等】

- (1) 異動等により専門的な人材の確保や知識・情報の蓄積が困難。
- (2) 民間施設などが類似のイベントを開催するようになってきており、民間のノウハウを利用した集客の望めるイベントを開催する必要がある。
- (3) 県直営では他の観光施設や旅行業者の営利事業とのタイアップが難しい面がある。

平成23年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

西部総合事務所県民局大山自然歴史館（電話：0859-52-2327）

4目 環境保全費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
大山自然歴史館事業	21,834	104	21,938				104	
トータルコスト	37,810	903	38,713	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.0人	0.1人	2.1人	指定管理者候補者審査委員会の開催				
工程表の政策目標（指標）	-							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要 公の施設に係る指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し、透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による「指定管理候補者審査委員会」を設置する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 審査委員会の概要 ・委員会の開催（年2回） ・委員の構成（5名） 外部委員 学識経験者（1名） 税理士又は公認会計士（1名） 施設分野有識者（2名） 内部委員 西部総合事務所県民局長（予定） ・任期 委嘱の日から協定書締結の日まで</p> <p>(2) 所要経費 ・特別旅費（委員旅費 4名分） 30千円 ・報償費（委員謝金 4名分） 74千円</p>								

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	2款 総務費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
補正前							補正額	補正後	
1 報酬	467,884	△2,417	465,467	7,239		7,239	7,239		7,239
2 給料	3,001,262	△8,445	2,992,817	15,016		15,016	15,016		15,016
3 職員手当等	5,324,884	△3,348	5,321,536	7,568		7,568	7,568		7,568
4 共済費	1,185,781	△3,540	1,182,241	6,522		6,522	6,522		6,522
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	36,315		36,315						
7 賃金	28,528		28,528						
8 報償費	192,407	6,124	198,531	1,332		1,332	1,332		1,332
9 旅費	226,360	19,566	245,926	1,938		1,938	1,938		1,938
費用弁償	21,428	△612	20,816	778		778	778		778
普通旅費	159,008	12,791	171,799	899		899	899		899
特別旅費	45,924	7,387	53,311	261		261	261		261
10 交際費	4,500		4,500						
11 需用費	458,562	165	458,727	3,901	120	4,021	3,901	120	4,021
12 役務費	501,037	25	501,062	2,301		2,301	2,301		2,301
13 委託料	2,923,137	57,902	2,981,039	16,382	900	17,282	16,382	900	17,282
14 使用料及び賃借料	569,425	11,383	580,808	2,483		2,483	2,483		2,483
15 工事請負費	2,697,208	5,622	2,702,830						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	57,842		57,842	30		30	30		30
19 負担金、補助及び交付金	7,080,694	33,967	7,114,661	15,873		15,873	15,873		15,873
20 扶助費									
21 貸付金									
22 補償、補填及び賠償金	3,000	954	3,954						
23 償還金、利子及び割引料	203,878	38	203,916						
24 投資及び出資金									
25 積立金	576,605		576,605						
26 寄附金									
27 公課費	323		323						
28 繰出金	8,412		8,412						
予備費									
計	25,548,544	117,996	25,666,540	80,585	1,020	81,605	80,585	1,020	81,605
財源									
内	財国庫支出金	2,013,929	727	2,014,656					
内	地方債	1,190,000		1,190,000					
内	その他	1,581,950	△3,490	1,578,460	703	703	703		703
訳	一般財源	20,762,665	120,759	20,883,424	79,882	1,020	80,902	79,882	80,902

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節			
	2項 企画費		
	3目 交通対策費		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	4,242		4,242
2 給料			
3 職員手当等			
4 共済費	642		642
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 賃金			
8 報償費			
9 旅費	613		613
費用弁償	483		483
普通旅費	130		130
特別旅費			
10 交際費			
11 需用費	1,251	120	1,371
12 役務費	556		556
13 委託料	100	900	1,000
14 使用料及び賃借料	388		388
15 工事請負費			
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	30		30
19 負担金、補助及び交付金	5,374		5,374
20 扶助費			
21 貸付金			
22 補償、補填及び賠償金			
23 償還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積立金			
26 寄附金			
27 公課費			
28 繰出金			
予備費			
計	13,196	1,020	14,216
財源			
内 国庫支出金			
地方債			
その他	24		24
一般財源	13,172	1,020	14,192

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費								
	うち生活環境部						2項 環境衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	122,631		122,631	62,119		62,119	44,306		44,306
2 給料	1,407,754		1,407,754	709,510		709,510	296,570		296,570
3 職員手当等	768,136		768,136	368,093		368,093	157,725		157,725
4 共済費	547,964		547,964	278,342		278,342	120,534		120,534
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	2,230		2,230						
8 報償費	62,430	3,148	65,578	8,338	2,145	10,483	7,807	2,145	9,952
9 旅費	75,442	1,925	77,367	22,870	1,441	24,311	17,638	1,441	19,079
費用弁償	3,447		3,447	1,054		1,054	899		899
普通旅費	45,099	49	45,148	17,286		17,286	12,528		12,528
特別旅費	26,896	1,876	28,772	4,530	1,441	5,971	4,211	1,441	5,652
10 交際費									
11 需用費	205,542	4,970	210,512	115,437	212	115,649	69,154	212	69,366
12 役務費	77,618	767	78,385	29,976		29,976	25,293		25,293
13 委託料	701,651	27,476	729,127	371,207	24,933	396,140	313,360	24,933	338,293
14 使用料及び賃借料	77,594	660	78,254	39,536	319	39,855	32,667	319	32,986
15 工事請負費	9,017		9,017	9,017		9,017	9,017		9,017
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	51,776		51,776	42,554		42,554	42,013		42,013
19 負担金、補助及び交付金	5,338,359	187,732	5,526,091	484,792	14,361	499,153	484,666	14,361	499,027
20 扶助費	1,344,269	32,942	1,377,211						
21 貸付金	959,178		959,178						
22 補償、補填及び賠償金									
23 借入金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	23,287		23,287	9,421		9,421	9,421		9,421
26 寄附金	30,500		30,500						
27 公課費	60		60						
28 繰出金									
予備費									
計	11,805,438	259,620	12,065,058	2,551,212	43,411	2,594,623	1,630,171	43,411	1,673,582
財源									
内 国庫支出金	1,284,800	31,594	1,316,394	154,031		154,031	154,031		154,031
地方債	12,000		12,000						
その他	2,492,696	143,718	2,636,414	259,102	900	260,002	255,833	900	256,733
訳 一般財源	8,015,942	84,308	8,100,250	2,138,079	42,511	2,180,590	1,220,307	42,511	1,262,818

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	2項 環境衛生費			
	4目 環境保全費			
1	報酬	41,745		41,745
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	5,917		5,917
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	6,228	2,145	8,373
9	旅費	13,318	1,441	14,759
	費用弁償	804		804
	普通旅費	9,001		9,001
	特別旅費	3,513	1,441	4,954
10	交際費			
11	需用費	43,376	212	43,588
12	役務費	21,321		21,321
13	委託料	301,496	24,933	326,429
14	使用料及び賃借料	29,241	319	29,560
15	工事請負費	9,017		9,017
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	39,930		39,930
19	負担金、補助及び交付金	463,220	14,361	477,581
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び引当料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	9,421		9,421
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	984,230	43,411	1,027,641
財	国庫支出金	140,419		140,419
源	地方債			
内	その他	153,630	900	154,530
訳	一般財源	690,181	42,511	732,692

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	8款 土木費									
				うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	271,139		271,139	36,582		36,582	317		317	
2 給料	2,055,114		2,055,114	253,194		253,194	24,941		24,941	
3 職員手当等	1,038,262		1,038,262	124,877		124,877	9,460		9,460	
4 共済費	808,632		808,632	96,446		96,446	7,055		7,055	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金	500		500							
8 報償費	10,704	100	10,804	1,638	100	1,738	36	100	136	
9 旅費	47,874	64	47,938	8,305	64	8,369	2,196	64	2,260	
費用弁償	4,694		4,694	798		798	224		224	
普通旅費	41,214		41,214	6,580		6,580	1,936		1,936	
特別旅費	1,966	64	2,030	927	64	991	36	64	100	
10 交際費										
11 需用費	609,277	60,114	669,391	69,592	173	69,765	2,380	173	2,553	
12 役務費	119,962		119,962	19,120		19,120	2,151		2,151	
13 委託料	5,154,608	795,916	5,950,524	860,399	2,071	862,470	10,629	315	10,944	
14 使用料及び賃借料	442,964	△59,561	383,403	23,369	80	23,449	1,786	80	1,866	
15 工事請負費	16,376,745	3,056,501	19,433,246	1,057,095	91,436	1,148,531				
16 原材料費	3,100		3,100							
17 公有財産購入費	774,830	380,267	1,155,097							
18 備品購入費	116,419		116,419	6,809		6,809	32		32	
19 負担金、補助及び交付金	8,714,503	88,033	8,802,536	681,811	9,740	691,551	70,979	3,750	74,729	
20 扶助費										
21 貸付金	30,116		30,116	30,116		30,116				
22 補償、補填及び賠償金	1,097,936	532,028	1,629,964	12,402		12,402				
23 償還金、利子及び割引料	5,000		5,000							
24 投資及び出資金										
25 積立金	128,638		128,638	128,638		128,638				
26 寄附金										
27 公課費	6,836		6,836							
28 繰出金	3,588		3,588	3,588		3,588				
予備費										
計	37,816,747	4,853,462	42,670,209	3,413,981	103,664	3,517,645	131,962	4,482	136,444	
財	国庫支出金	9,810,888	2,504,075	12,314,963	594,752	46,961	641,713	10,913	365	11,278
源	地方債	11,860,000	1,715,000	13,575,000	439,000		439,000			
内	その他	2,153,531	122,191	2,275,722	849,168	5,950	855,118	13,249		13,249
訳	一般財源	13,992,328	512,196	14,504,524	1,531,061	50,753	1,581,814	107,800	4,117	111,917

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目																																																
	1項 土木管理費			5項 都市計画費																																													
	4目 建築指導費						3目 公園費																																										
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後																																								
1 報酬	317		317	1,704		1,704																																											
2 給料	6,171		6,171	42,970		42,970	7,508		7,508																																								
3 職員手当等				18,920		18,920	3,784		3,784																																								
4 共済費				14,110		14,110	2,822		2,822																																								
5 災害補償費																																																	
6 恩給及び退職年金																																																	
7 賃金																																																	
8 報償費	36	100	136	1,192		1,192	900		900																																								
9 旅費	2,196	64	2,260	3,138		3,138	1,144		1,144																																								
費用弁償	224		224	314		314																																											
普通旅費	1,936		1,936	2,074		2,074	544		544																																								
特別旅費	36	64	100	750		750	600		600																																								
10 交際費																																																	
11 需用費	2,380	173	2,553	6,409		6,409	1,863		1,863																																								
12 役務費	2,151		2,151	2,343		2,343	852		852																																								
13 委託料	10,629	315	10,944	462,916	1,756	464,672	451,054	1,756	452,810																																								
14 使用料及び賃借料	1,786	80	1,866	8,633		8,633	6,938		6,938																																								
15 工事請負費				26,141	91,436	117,577	26,141	91,436	117,577																																								
16 原材料費																																																	
17 公有財産購入費																																																	
18 備品購入費	32		32	6,677		6,677	6,677		6,677																																								
19 負担金、補助及び交付金	70,979	3,750	74,729	85,940	5,990	91,930	43,910	5,990	49,900																																								
20 扶助費																																																	
21 貸付金																																																	
22 補償、補填及び賠償金																																																	
23 償還金、利子及び割引料																																																	
24 投資及び出資金																																																	
25 積立金																																																	
26 寄附金																																																	
27 公課費																																																	
28 繰出金				3,588		3,588																																											
予備費																																																	
計	96,677	4,482	101,159	684,681	99,182	783,863	553,593	99,182	652,775																																								
財源	<table border="1"> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>10,913</td> <td>365</td> <td>11,278</td> <td>26,131</td> <td>46,596</td> <td>72,727</td> <td>15,252</td> <td>46,596</td> <td>61,848</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13,249</td> <td></td> <td>13,249</td> <td>34,960</td> <td>5,950</td> <td>40,910</td> <td>34,116</td> <td>5,950</td> <td>40,066</td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td>72,515</td> <td>4,117</td> <td>76,632</td> <td>623,590</td> <td>46,636</td> <td>670,226</td> <td>504,225</td> <td>46,636</td> <td>550,861</td> </tr> </table>									国庫支出金	10,913	365	11,278	26,131	46,596	72,727	15,252	46,596	61,848	地方債										その他	13,249		13,249	34,960	5,950	40,910	34,116	5,950	40,066	一般財源	72,515	4,117	76,632	623,590	46,636	670,226	504,225	46,636	550,861
国庫支出金	10,913	365	11,278	26,131	46,596	72,727	15,252	46,596	61,848																																								
地方債																																																	
その他	13,249		13,249	34,960	5,950	40,910	34,116	5,950	40,066																																								
一般財源	72,515	4,117	76,632	623,590	46,636	670,226	504,225	46,636	550,861																																								

平成23年度 6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	134,879		134,879
2	給料	1,017,334		1,017,334
3	職員手当等	519,458		519,458
4	共済費	399,690		399,690
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	17,141	2,245	19,386
9	旅費	39,084	1,505	40,589
	費用弁償	3,842		3,842
	普通旅費	28,557		28,557
	特別旅費	6,685	1,505	8,190
10	交際費			
11	需用費	203,906	505	204,411
12	役務費	57,339		57,339
13	委託料	1,294,052	27,904	1,321,956
14	使用料及び賃借料	69,984	399	70,383
15	工事請負費	1,066,112	91,436	1,157,548
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	49,634		49,634
19	負担金、補助及び交付金	1,498,408	24,101	1,522,509
20	扶助費			
21	貸付金	30,316		30,316
22	補償、補填及び賠償金	12,402		12,402
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	138,279		138,279
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	3,588		3,588
	予備費			
	計	6,551,606	148,095	6,699,701
財 源 内 訳	国庫支出金	941,403	46,961	988,364
	地方債	439,000		439,000
	その他	1,175,967	6,850	1,182,817
	一般財源	3,995,236	94,284	4,089,520

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
負担金、補助 及び交付金	・自転車活用普及啓発実証実験補助金	750
	・環境にやさしいLED照明導入促進事業費補助金	8,000
	・合併処理浄化槽設置費補助金	2,326
	・鳥取県環境管理事業センター運営費補助金	3,285
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	3,750
5項 都市計画費		
3目 公園費		
負担金、補助 及び交付金	・県立布勢総合運動公園基金造成事業費補助金	5,950
	・中国道の駅連絡会負担金	40

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成23年度 鳥取県立大山自然歴史館 管理委託	千円 153,820		千円		千円 153,820	千円	千円	千円	千円 153,820

条 例 名 等	鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 古くから狭い街路に面して建物が建ち並ぶ地域においては、鳥取県建築基準法施行条例の規制により、地域の歴史文化を継承する街並みの保全、再生及びまちづくりと調和した形で旅館など不特定かつ多数の者が利用する建築物の増築や建替えが困難となっていることから、一定の要件を満たす区域において、これらの規制を緩和することができるよう新たな制度を設ける。</p> <p>(2) 社会環境の変化に伴い、一戸建ての住宅の敷地と道路との関係に係る規制を緩和する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 建築物又はその敷地と道路との関係に関する規制の緩和</p> <p>ア 知事は、次に掲げる区域について、建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができることとする。</p> <p>(ア) 景観法の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域</p> <p>(イ) 景観法の規定により定められた景観地区</p> <p>(ウ) 都市計画法の地区計画が定められた区域</p> <p>(エ) 建築基準法の規定により認可された建築協定の対象となる区域</p> <p>(オ) 景観法の規定により認可された景観協定の対象となる土地の区域</p> <p>(カ) (ア)から(オ)までに準ずるものとして知事が別に定める区域</p> <p>イ 知事は、アの承認をしたときは、承認をした区域並びに当該区域において適用しない規定又は緩和する規定及びその内容を公示しなければならないこととする。</p> <p>ウ 知事は、アの承認をした区域において、計画又は協定が変更された場合その他当該承認の基礎となった事由に変更が生じた場合には、当該承認を取り消し、又は変更することができることとする。</p> <p>エ イは、ウの承認の取消し又は変更について準用することとする。</p> <p>(2) 一戸建ての住宅に係る規制の緩和</p> <p>ア 幅員4メートル以上の道路に敷地が3メートル以上接することを要する規制が適用される階数が3以上の建築物から、一戸建ての住宅及び兼用住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下のものを除く。</p> <p>イ 一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以下のものにあつては、出入口を接して設けてはならない道路の幅員を4メートル未満（現行6メートル未満）とする。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日は、平成23年7月1日とする。</p>

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(適用区域)</p> <p>第5条 この章の規定は、<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域内に限り、適用する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる区域について、市町村長の申請に基づき、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない限りで、この章の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和することを承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により市町村が定めた景観計画において重点的に景観形成を推進することとされた区域</u></p> <p><u>(2) 景観法第61条第1項の規定により定められた景観地区の区域</u></p> <p><u>(3) 都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画が定められた区域</u></p> <p><u>(4) 法第73条第1項の規定により認可された建築協定の目的となる土地の区域</u></p> <p><u>(5) 景観法第81条第4項の規定により認可された景観協定の目的となる土地の区域</u></p> <p><u>(6) 前各号に準ずるものとして知事が別に定める区域</u></p> <p><u>3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、承認をした区域並びに当該区域において適用しない規定又は緩和する規定及びその内容を公示しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、第2項の規定による承認をした区域において、計画又は協定が変更された場合その他当該承認の基礎となった事由に変更が生じた場合には、当該承認を取り消し、又は変更することができる。</u></p> <p><u>5 第3項の規定は、前項の規定による承認の取消し又は変更について準用する。</u></p>	<p>(適用区域)</p> <p>第5条 この章の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。</p>
<p>(自動車車庫等の出入口と道路との関係)</p> <p>第9条 自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場の自動車</p>	<p>(自動車車庫等の出入口と道路との関係)</p> <p>第9条 自動車車庫（床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。）又は自動車修理工場の自動車</p>

の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル(一戸建ての住宅に附属する自動車車庫で床面積の合計が100平方メートル以下のものにあつては、4メートル)未満の道路又は勾配の急な坂
(2)及び(3) 略

別表第1 (第6条関係)

1～3 略

- 4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物(一戸建ての住宅及び兼用住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満かつ50平方メートル以下のものを除く。)又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物

の出入口は、次の各号の一に該当する道路に接して設けてはならない。ただし、特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路又は勾配の急な坂
(2)及び(3) 略

別表第1 (第6条関係)

1～3 略

- 4 前3号に掲げるもののほか、階数が3以上の建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

条 例 名 等	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 オストメイト（人工肛門・人口膀胱<small>ぼうこう</small>保有者）の方が安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を進めるため、円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（以下「オストメイト用便房」という。）の設置を義務付ける特別特定建築物の建築の規模を引き下げる等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 便所内に、オストメイト用便房を設けなければならない特別特定建築物の建築の規模を、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特別特定建築物（用途）</th> <th style="text-align: center;">基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別支援学校以外の学校 (幼稚園、小・中学校、高校、大学、各種学校、専修学校)</td> <td style="text-align: center;">2,000㎡</td> </tr> <tr> <td>劇場、映画館、展示場、ホテル又は旅館、共同住宅、体育館等、遊技場、一般公共の用に供する自動車の停留又は駐車施設</td> <td style="text-align: center;">1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂、クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、職業訓練校</td> <td style="text-align: center;">500㎡</td> </tr> <tr> <td>飲食店、理美容院</td> <td style="text-align: center;">200㎡</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校、病院又は診療所、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、官公署、老人ホーム等、郵便局、銀行</td> <td style="text-align: center;">100㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) オストメイト用便房等を設置する場合には、案内板等を設ける場合を除き、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房が設置されていることを示す標識を設けなければならないものとする。</p> <p>(3) (2)の標識は、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令第19条に規定する標識に準じたものとする。</p> <p>(4) 廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設ける義務の例外規定を削除する。</p> <p>(5) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(6) 施行期日等 ア 施行期日は、平成24年1月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>	特別特定建築物（用途）	基準面積	特別支援学校以外の学校 (幼稚園、小・中学校、高校、大学、各種学校、専修学校)	2,000㎡	劇場、映画館、展示場、ホテル又は旅館、共同住宅、体育館等、遊技場、一般公共の用に供する自動車の停留又は駐車施設	1,000㎡	集会場又は公会堂、クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、職業訓練校	500㎡	飲食店、理美容院	200㎡	特別支援学校、病院又は診療所、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、官公署、老人ホーム等、郵便局、銀行	100㎡
特別特定建築物（用途）	基準面積												
特別支援学校以外の学校 (幼稚園、小・中学校、高校、大学、各種学校、専修学校)	2,000㎡												
劇場、映画館、展示場、ホテル又は旅館、共同住宅、体育館等、遊技場、一般公共の用に供する自動車の停留又は駐車施設	1,000㎡												
集会場又は公会堂、クリーニング取次店・質屋・貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所、職業訓練校	500㎡												
飲食店、理美容院	200㎡												
特別支援学校、病院又は診療所、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、官公署、老人ホーム等、郵便局、銀行	100㎡												

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p><u>第14条</u> 別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物については、<u>法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）の規模は、令第14条第1項第1号（前条第1号に掲げる学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第5号に定める基準以外の建築物移動等円滑化基準の適用に当たっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計100平方メートル（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築物の規模）とする。</u></p>	<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p><u>第14条</u> <u>法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物（公衆便所を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、令第14条第1項第1号（前条第1号に掲げる学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第5号に定める基準以外の建築物移動等円滑化基準の適用に当たっては、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計100平方メートル（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築物の規模）とする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号（学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。</u></p>
<p>(建築の規模の引下げ)</p> <p><u>第14条</u> <u>別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物については、法第14条第3項の条例で定める建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以</u></p>	

下同じ。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が同表の右欄に定める面積(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。))をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模)とする。

(建築物移動等円滑化基準の付加等)

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物であつて、床面積の合計が同表の右欄に定める面積以上のもの及び当該規模に満たない特別特定建築物であつて、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物(公衆便所を除く。)の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるものについても適用する。

(便所)

第17条 略

2及び3 略

4 便所内に令第14条第1項第1号又は第2号の規定による便房を設けるときは、建築物の主たる出入口の付近に、当該便房を設けていることを表示する標識を設けなければならない。ただし、当該出入口の付近に令第20条第1項の規定による案内板その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

5 前項の標識は、令第19条に規定する標識に準じたものでなければならない。

(移動等円滑化経路)

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 特別特定建築物の床面積の合計が100平方メートル(公衆便所にあつては、50平方メートル)以上であるとき、及び当該規模に満たない特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第15条 略

(便所)

第17条 略

2及び3 略

(移動等円滑化経路)

第19条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 略

(3)及び(4) 略

別表第1 (第14条、第15条関係)

特別支援学校	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)
第13条第1号に掲げる学校 (各種学校又は専修学校を除く。)	100平方メートル (令第14条第1項及び令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)
第13条第1号に掲げる学校 (各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル (令第18条第2項第2号(建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。以下この表において同じ。)に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、令第14条第1

(ア)及び(イ) 略

イ 略

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 略

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他に乳幼児を預かることができる部屋を設ける場合は、この限りでない。

ウ 略

(3)及び(4) 略

別表第1 (第14条関係)

学校 (各種学校又は専修学校に限る。)	500平方メートル
---------------------	-----------

	項及び令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)		
病院又は診療所	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル
集会場又は公会堂	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	集会場又は公会堂	500平方メートル
展示場	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては2,000平方メートル)	展示場	1,000平方メートル
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)		
ホテル又は旅館	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を	ホテル又は旅館	1,000平方メートル

	適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)		
公益事業の事務所	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	公益事業の事務所	1,000平方メートル
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	共同住宅、寄宿舎又は下宿	1,000平方メートル
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)		
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル)	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるものを除く。)又	1,000平方メートル

は遊技場	ル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)	は遊技場	
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)	博物館、美術館又は図書館	500平方メートル
公衆浴場	500平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)	公衆浴場	500平方メートル
飲食店	200平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)	飲食店	200平方メートル
クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあっては、2,000平方メートル)	クリーニング取次店又は質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	500平方メートル
理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル(令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあっては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する	理髪店及び美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	200平方メートル

	場合にあつては、2,000平方メートル)		
銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)		
自動車教習所等	500平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	自動車教習所等	500平方メートル
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	100平方メートル (令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合にあつては、2,000平方メートル)		
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	1,000平方メートル
略		略	
公共用歩廊	1,000平方メートル (令第18条第2項第2号に定める基準を適用する場合にあつては100平方メートル、同項第5号に定める基準を適用する場合にあつては2,000平方メートル)	公共用歩廊	1,000平方メートル

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正について																	
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県が管理している鳥取県立大山自然歴史館（以下「自然歴史館」という。）について、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入する。</p> <p>2 概要 自然歴史館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 指定管理者による管理</td> <td>自然歴史館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を指定管理者に行わせる。</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定管理者の管理の期間</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(3) 開館時間及び休館日</td> <td>指定管理者が知事の承認を得て定める。</td> </tr> <tr> <td>(4) 行為の制限等</td> <td>指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。</td> </tr> <tr> <td>(5) 措置命令</td> <td>指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。</td> </tr> <tr> <td>(6) 委任</td> <td>この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(7) 施行期日</td> <td>施行期日は、公布日とする(8)アを除き、平成24年4月1日とする。</td> </tr> <tr> <td>(8) 準備行為等</td> <td>ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。</td> </tr> </table>		(1) 指定管理者による管理	自然歴史館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を指定管理者に行わせる。	(2) 指定管理者の管理の期間	5年間	(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。	(4) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。	(5) 措置命令	指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。	(6) 委任	この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。	(7) 施行期日	施行期日は、公布日とする(8)アを除き、平成24年4月1日とする。	(8) 準備行為等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。
(1) 指定管理者による管理	自然歴史館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を指定管理者に行わせる。																	
(2) 指定管理者の管理の期間	5年間																	
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。																	
(4) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。																	
(5) 措置命令	指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。																	
(6) 委任	この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。																	
(7) 施行期日	施行期日は、公布日とする(8)アを除き、平成24年4月1日とする。																	
(8) 準備行為等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。																	

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、自然歴史館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 自然歴史館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、自然歴史館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p><u>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。</u> <u>ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p><u>第5条 自然歴史館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>2 自然歴史館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があつた場合又は知事の承認があつた場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。</u></p> <p>(行為の制限等)</p>	<p>(行為の制限等)</p>

<p><u>第6条</u> 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為</u></p> <p>2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第7条</u> 指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、<u>鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</u></p>	<p><u>第3条</u> 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他知事が別に定める行為</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第4条</u> 知事は、自然歴史館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第5条</u> <u>第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、自然歴史館の館長に委任する。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関する事項は、<u>規則で定める。</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立自然歴史館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。

平成22年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他		地方債	
					円	円	円	円	円	円	円
2	2	鳥取砂丘景観保全再生事業費	9,546,000	2,409,000		2,409,000					
4	1	衛生環境研究所調査研究費	33,177,000	4,462,000		4,462,000					
		衛生環境研究所管理運営費	111,413,000	26,917,000		26,917,000					
	2	E V タウン推進事業費	45,206,000	30,000,000				23,166,000			6,834,000
		とっとり発グリーンニューディール市町村補助金	295,057,000	28,779,000				28,779,000			
		廃棄物最終処分場跡地指定事業費	8,260,000	7,760,000							7,760,000
		自然公園等管理費	62,834,000	27,333,000		27,333,000					
		レッドデータブックとっとり改訂事業費	2,865,000	2,865,000				500,000			2,365,000
生物多様性GIS構築事業費	4,085,000	4,085,000							4,085,000		
6	3	農業集落排水事業費	296,119,000	2,590,000		2,490,000				100,000	
	4	ツキノワグマ接近警戒システム整備モデル事業費	4,725,000	4,725,000						4,725,000	
		堅果類豊凶実態把握事業費	543,000	543,000		543,000					

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他		地方債
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	1 土木管理費	建築指導費	12,817,000	826,000	826,000					
		住宅・建築物耐震化 総合支援事業費	49,190,000	8,080,000						8,080,000
		バリアフリー環境 整備促進事業費	25,562,000	3,500,000						3,500,000
	5 都市計画費	都市公園安全安心事業費	100,000,000	100,000,000		50,000,000			50,000,000	
		都市公園維持費	18,770,000	3,536,000						3,536,000
		全国都市緑化とっとり フェア準備事業費	4,750,000	4,750,000						4,750,000
		下水道事業促進費	14,927,000	3,377,750		1,688,875				1,688,875
		米子駅前通り土地区画整理 再換地事業費	2,629,000	2,075,000						2,075,000
	6 住宅費	とっとりの美しい 街なみづくり事業費	7,372,000	2,000,000						2,000,000
		公営住宅整備事業費	1,440,074,000	343,703,000						343,703,000
		鳥取県地域優良賃貸住宅 供給促進事業費	14,132,000	8,740,000						8,740,000
		鳥取県住生活基本計画 改訂版策定事業費	3,852,000	3,063,000						3,063,000
	生活環境部 計			2,567,905,000	626,118,750	826,000	115,842,875	0	52,445,000	50,000,000

平成22年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
									国庫支出金	その他	
4	2	環境にやさしいLED 照明導入事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
衛生費	環境衛生費		13,946,375	12,807,875	1,138,500		1,138,500				1,138,500
6	4	特定鳥獣保護管理事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
農林水産業費	林業費		32,343,357	30,932,000	1,411,357		1,411,357				1,411,357
生活環境部 計			46,289,732	43,739,875	2,549,857	0	2,549,857	0	0	0	2,549,857

平成22年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債
1	1	流域下水道事業費	円 168,500,000	円 78,452,500	円 425,875	円 48,700,750	円 14,725,875	円	円 14,600,000
計			168,500,000	78,452,500	425,875	48,700,750	14,725,875		14,600,000

<p>条 例 名 等</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解の申立てについて (平成23年5月13日専決)</p>											
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 県営住宅の家賃を滞納したことに係る県営住宅の明渡し等の請求に係る起訴前の和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180号第1項の規定に基づき平成23年5月13日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概 要 (1) 和解の相手方 県営住宅入居者 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <table border="1" data-bbox="335 817 1364 2027"> <thead> <tr> <th data-bbox="335 817 422 862">区分</th> <th data-bbox="422 817 869 862">訴訟の概要</th> <th data-bbox="869 817 1364 862">和解の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 862 422 1668">賃貸借契約</td> <td data-bbox="422 862 869 1668">県営住宅及び駐車場の明渡し</td> <td data-bbox="869 862 1364 1668"> ① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、和解の相手方が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、和解の相手方が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 和解の相手方は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。 ④ 県は、和解の相手方が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 和解の相手方は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1668 422 2027">金銭債務</td> <td data-bbox="422 1668 869 2027"> ① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額(月額31,500円)の2倍の額の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期 </td> <td data-bbox="869 1668 1364 2027"> ⑥ 555,000円(滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成23年3月分までの家賃相当額(月額15,400円))を支払ったことを確認する。 ⑦ 40,000円(滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成23年3月分までの駐車場使用料相当額(月額1,600円)) </td> </tr> </tbody> </table>			区分	訴訟の概要	和解の概要	賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、和解の相手方が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、和解の相手方が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 和解の相手方は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。 ④ 県は、和解の相手方が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 和解の相手方は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。	金銭債務	① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額(月額31,500円)の2倍の額の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期	⑥ 555,000円(滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成23年3月分までの家賃相当額(月額15,400円))を支払ったことを確認する。 ⑦ 40,000円(滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成23年3月分までの駐車場使用料相当額(月額1,600円))
区分	訴訟の概要	和解の概要										
賃貸借契約	県営住宅及び駐車場の明渡し	① 賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しを取り消し、和解の相手方が県営住宅及び駐車場の賃借権を有することを認める。 ② 県は、和解の相手方が再び家賃を3か月以上滞納したときは、賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことができる。 ③ 和解の相手方は、②により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消されたときは、県営住宅及び駐車場を直ちに明渡し。 ④ 県は、和解の相手方が再び駐車場使用料を3か月以上滞納したときは、駐車場使用許可を取り消すことができる。 ⑤ 和解の相手方は、④により駐車場使用許可を取り消されたときは、駐車場を直ちに明渡し。										
金銭債務	① 滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から県営住宅明渡しの日までの期間に係る近傍同種の住宅の家賃の額(月額31,500円)の2倍の額の支払い。 ② 滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から駐車場明渡しの日までの期	⑥ 555,000円(滞納家賃及び賃貸借契約解除日の翌日から平成23年3月分までの家賃相当額(月額15,400円))を支払ったことを確認する。 ⑦ 40,000円(滞納駐車場使用料及び駐車場使用許可取消し日の翌日から平成23年3月分までの駐車場使用料相当額(月額1,600円))										

間に係る近傍同種の駐車場使用料（月額3,200円）の2倍の額の支払い。

を支払ったことを確認する。

(3) 申立ての趣旨

- ア 和解の相手方が滞納家賃等を支払ったこと。
- イ 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>（４）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>（平成23年5月13日専決）</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成23年5月13日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>（１）和解の相手方 米子市 個人</p> <p>（２）和解の要旨 県は、損害賠償金187,269円を支払うものとする。 過失割合 県10割</p> <p>（３）事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成23年1月1日から同月4日までの間 (事故発生の始期は不明)</p> <p>イ 事故発生場所 米子市日ノ出町一丁目3番地 県営住宅日ノ出町団地内</p> <p>ウ 事故の状況 県営住宅日ノ出町団地の屋根から落下した雪が、当該県営住宅駐車場内に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p>